

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2017年5月12日

【事業年度】 第4期（自 2014年4月1日 至 2015年3月31日）

【会社名】 株式会社ダイナムジャパンホールディングス

【英訳名】 DYNAM JAPAN HOLDINGS Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 執行役社長 佐藤 公平

【本店の所在の場所】 東京都荒川区西日暮里二丁目25番1-702号

【電話番号】 03(5615)1222(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役 水谷 義之

【最寄りの連絡場所】 東京都荒川区西日暮里二丁目27番5号

【電話番号】 03(3802)8160

【事務連絡者氏名】 執行役 水谷 義之

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

2015年6月24日に提出いたしました第4期(自2014年4月1日至2015年3月31日)有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 企業情報

#### 第2 事業の状況

##### 1 業績等の概要

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_を付して表示しております。

### 第一部 【企業情報】

#### 第2 【事業の状況】

##### 1 【業績等の概要】

(3) IFRSにより作成した連結財務諸表における主要な項目と日本基準により作成した場合の連結財務諸表におけるこれらに相当する項目との差異に関する事項

(訂正前)

連結財務諸表の主要項目におけるIFRSと日本基準との間の主な差異は以下のとおりであります。

なお、差異の概算額につきましては、当社グループは日本基準に基づく連結財務諸表を作成しておらず、全ての差異を一貫性のある精度で継続的に把握し算定することが困難であるため、記載しておりません。

#### 有形固定資産の減損

IFRSにおいては、減損の兆候がある場合、固定資産(又はグループ)の回収可能価額が見積られます。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額よりも小さい場合、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額は、回収可能価額まで減額されます。

日本基準においては、減損の兆候がある場合、減損の認識の判定、減損損失の測定の2段階でアプローチを行います。まず、資産又は資金生成単位グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローの合計額と帳簿価額を比較します。比較した結果、資産又は資金生成単位グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額よりも小さい場合、減損損失を認識いたします。減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額(当該資産又は資金生成単位グループの使用価値又は正味売却価額のいずれか大きい方)を超えた金額となります。

また、IFRSにおいては、その後、減損損失を戻し入れた場合、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額は、回収可能価額を再評価した額まで増加しますが、日本基準においては、減損損失の戻し入れは行っておりません。

(訂正後)

連結財務諸表の主要項目におけるIFRSと日本基準との間の主な差異は以下のとおりであります。

#### 有形固定資産の減損

IFRSにおいては、減損の兆候がある場合、固定資産（又はグループ）の回収可能価額が見積られます。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額よりも小さい場合、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額は、回収可能価額まで減額されます。

日本基準においては、減損の兆候がある場合、減損の認識の判定、減損損失の測定の2段階でアプローチを行います。まず、資産又は資金生成単位グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローの合計額と帳簿価額を比較します。比較した結果、資産又は資金生成単位グループから生じる割引前将来キャッシュ・フローが帳簿価額よりも小さい場合、減損損失を認識いたします。減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が回収可能価額（当該資産又は資金生成単位グループの使用価値又は正味売却価額のいずれか大きい方）を超えた金額となります。

この影響により、IFRSの減損損失は日本基準に比べて、前連結会計年度は166百万円減少しており、当連結会計年度は163百万円増加しております。